



今年に入り、大手ネット通販会社をかたって、「有料動画サイトの未納料金がある」などと偽り、メールで架空請求する詐欺被害が相次いで発生しています。身に覚えのない利用料を支払う必要はありませんので、前ぶれなくいきなりお金を支払うように要求するメールやハガキが届いた場合、消費生活センターや警察に連絡しましょう。

【相談事例】

心当たりがないのに「有料動画の閲覧履歴があり、登録解除をその日のうちにしないと身辺調査および強制執行の法的措置に移行するので、下記まで大至急連絡をするように」といった内容のショートメールやハガキが突然届いた。

ひとこと助言

- 携帯電話やパソコンを利用する誰もが標的になります。表示された連絡先には絶対に電話をせず、個人情報特定させるようなことは教えてはいけません。
 - 上記の詐欺で誘導される支払方法のひとつは「電子マネーカードの番号をおしえろ」というものです。電子マネーカードの番号を、電話で聞き取って支払する方法は詐欺の手口です。絶対に教えてはいけません。
 - もうひとつは「店員に決済番号を伝えて登録料金を支払え」です。身に覚えのない請求は無視してください。通常の料金請求は、請求書の送付などの手続きを踏むので、電話で払い込みの要求をしたり、法的な手続きを取ることはあり得ません。
- ※裁判取り下げ手数料などの名目でお金を支払うよう要求するハガキも同じです



還付金詐欺と思われる不審な電話にご注意！

村上市役所職員をかたり、「保険料の過払いがあり、還付金のお知らせを送ったが届いていないか」という不審な電話の相談が多く寄せられています。電話で「お金が戻ってくるからATMに行くように」と言われたら、それは還付金詐欺です。すぐに電話を切って、村上市役所の消費生活センターや警察へご連絡ください。

- 「おかしいなあ」、「困った！」ときは、迷わずご相談ください。

消費生活出前講座も行っています。

村上市消費生活センター	☎53-2111 (内線2233、2234)	FAX53-2541	
荒川支所地域振興課	☎62-3103	朝日支所地域振興課	☎72-6885
神林支所地域振興課	☎66-6112	山北支所地域振興課	☎77-3112
消費者ホットライン	☎188 (イヤヤ!) お近くの消費生活相談窓口につながります。		